

大和市告示第84号

大和市農業振興対策補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成29年3月30日

大和市長 大木 哲

大和市農業振興対策補助金交付要綱の一部を改正する要綱

大和市農業振興対策補助金交付要綱（平成20年大和市告示第63号）の一部を次のように改正する。

第6条中「及び被災農業者向け経営体育成支援事業補助金」を「被災農業者向け経営体育成支援事業補助金及び多面的機能発揮推進補助金」に改める。

別表第1環境保全型農業支援補助金の項補助対象の欄中「環境保全型農業直接支援対策実施要綱」を「環境保全型農業直接支払交付金実施要綱」に、「。以下「実施要綱」という。）別紙1第1、2」を「別紙1、3」に、「実施要綱別紙1第1、3」を「同要綱別紙1、4」に、「対象活動」を「農業生産活動」に改め、同項採択基準の欄中「実施要綱別紙1」を「同要綱別紙」に、「対象農業者」を「対象者」に改め、同表に次のように加える。

多面的機能発揮推進補助金	1 農地維持活動については、多面的機能支払交付金実施要綱（平成26年4月1日付け25農振第2254号農林水産事務次官依命通達）別紙1第3に規定する対象農用地において行う同要綱別紙1第4に規定する対象活動に要する経費 2 資源向上活動（共同）及び資源向上活動（長寿命化）については、同要綱別紙2第3に規定する対象農用地において行う同要綱別紙2第4に規定する対象活動に要する経費	1 農地維持活動については、同要綱別紙1第2に規定する対象組織であること。 2 資源向上活動（共同）については、同要綱別紙2第2、1に規定する対象組織であること。 3 資源向上活動（長寿命化）については、同要綱別紙2第2、2に規定する対象組織であること。
--------------	--	---

別表第2環境保全型農業支援補助金の項中「神奈川県環境保全型農業直接支援対策事業費補助金交付要綱」を「神奈川県環境保全型農業直接支払交付金交付要綱」に、「第5条」を「第2条」に改め、同表に次のように加える。

<p>多面的機能発揮推進補助金</p>	<p>1 農地維持活動については、多面的機能支払交付金実施要綱別紙1第6、2の規定の例により算出された額とする。</p> <p>2 資源向上活動（共同）については、同要綱別紙2第6、2(1)の規定の例により算出された額とする。</p> <p>3 資源向上活動（長寿命化）については、同要綱別紙2第6、2(2)の規定の例により算出された額とする。</p>	<p>活動計画書 収支予算書</p>	
---------------------	--	------------------------	--

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。